

※震災を受け、通常の『広報みまさか1月号』に加えて、震災関連の生活支援情報を中心にお伝えします。

◆被害状況と対応状況

町内における12月22日現在での被害状況などは次のとおりです。

- ▷被災証明書申請状況・・・申請609件・発行608件
- ▷り災証明書申請状況（1次）・・・申請1,151件・調査済1,137件・発行済1,087件
- ▷り災証明書申請状況（2次）・・・申請23件・調査済21件 ※調査は順次行っていきます
- ▷道路通行規制（県道・主要地方道鳥取鹿野倉吉線の大瀬～大原区間が落石のため片側交互通行、町道・下谷吉尾線、柿谷鉛山線、陸上競技線が全面通行止め、加谷本線、赤松本泉線、湯谷村通り線が一部通行止め ※すべてう回路があるほか、該当場所にはバリケードが設置されています）
- ▷施設休館（町総合文化ホール（大ホール）、町営陸上競技場、多目的スポーツ広場は当面利用中止）
※町総合スポーツセンターは、12月23日から利用を再開しました

日付	出来事と対応状況
11月28日	・り災証明書2次調査、住宅修繕支援金の受付を町総合文化ホールで開始（12月12日まで）
12月2日	・三朝町災害復興本部を設置（三朝町災害対策本部は継続）
12月12日	・特別な事情がある場合を除き、り災証明書1次調査の申請受付を終了
12月13日	・り災証明書2次調査、住宅修繕支援金の受付を役場特設会場で開始

◆り災証明書の2次調査

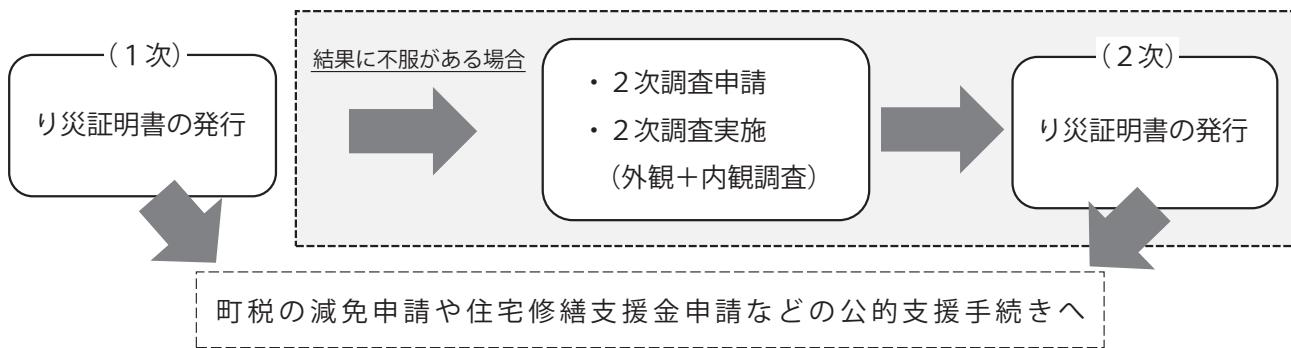
▷調査手順と発行

- ・1次調査の結果に不服があれば2次調査の申請が可能です
- ・2次調査では、申請者立会いのもと家屋の傾斜測定を実施し、その後宅内を含む各部位（柱や床、壁など）について損害状況を調べ、各部位の面積などの割合に応じて損害割合を算定します ※2次調査で損害割合が変更となった場合、1次調査による損害割合は採用できませんので注意してください
- ・2次調査の申請は、1次調査で発行されたり災証明書発行日の翌日から3か月が経過する日までとなっています

▷2次調査を希望する場合

「り災証明書原本、印鑑、免許証などの本人確認できるもの」を持参してください

【申請・問合先】役場町民税務課（☎43-3505）



◆被災住宅の修繕等支援金

り災証明書に合わせて、被災住宅の修繕等支援補助金申請書類などを町から送付しています。

この補助金には、り災証明書にある損害割合に応じて「修繕支援金」と「再建支援金」の2種類があり、それぞれ手続きが異なります。

対象の方には、申請書を同封していますので、損害割合を確認のうえ、手続きを行ってください。

【申請期限】平成29年10月21日

【申請・問合先】役場危機管理課（☎43-3513）※申請にあたっては、郵送でも受付しています

《修 繕 支 援 金》

【対象者】り災証明書の損害割合が10%未満の一部損壊の方

【内 容】下表のとおり、損害割合に応じた支援金を支給（修繕の有無に関係なく支給）

損害割合	4%超～ 10%未満	3%超～ 4%以下	2%超～ 3%以下	1%超～ 2%以下	1%以下
支援金額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

【必要書類】「り災証明書」、「支給申請書」、印鑑、振込先口座番号のわかるもの（通帳の写しなど）

－修繕支援金と再建支援金－

修繕支援金	一部損壊 (10%未満) → 損害割合に応じて支給(最大5万円)
再建支援金	半 壊 → (修繕した場合)上限100万円(75万円) (修繕しない場合)修繕支援金として5万円
	一部損壊 → (修繕した場合)上限30万円 (10%以上) → (修繕しない場合)修繕支援金として5万円

※半壊で修繕した場合の()内は単身世帯上限額

《再 建 支 援 金》

【対象者】損害割合が10%以上の一部損壊、または半壊の方

【内 容】下表のとおり一部損壊または半壊で住宅修繕として支払った費用に対して補助 ※半壊の場合、単身世帯と複数世帯で上限額が異なり、下表の()内は単身世帯上限額

損害割合	半 壊	一部損壊
補助上限	100万円(75万円)	30万円
概算払い	有り	無し

【必要書類】すでに修繕が終わった場合も対象となり、その場合は次の書類が必要

①り災証明書、②交付申請書、③誓約書、④実績報告書、⑤支払請求書、⑥修繕後の写真、⑦領収書の写し、⑧住民票（半壊のみ）、⑨印鑑、⑩振込先口座番号のわかるもの（通帳の写しなど）

【修繕しない場合】修繕支援金が5万円支給されます

◆住宅修繕の相談・依頼先

被災した住宅の修繕にあたって、どの工務店に頼めばよいかわからないなどの場合は、「中部地震住宅修繕支援センター」で相談受付や業者斡旋などを行っています。

【場 所】中部建設会館内（倉吉市東巣城町12番地）

【開所時間】平日午前9時から午後5時まで

（12月29日から1月3日までは休館となり、電話相談のみ受付）

【相談方法】電話相談、直接相談

【専用電話】☎23-5088



◆震災に便乗した悪質商法・詐欺に注意

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連したさまざまな消費者トラブルの相談が寄せられており、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられています。

さらには、自然災害をきっかけとしたものだけでなく、詐欺やその他悪質商法なども起きていますので注意してください。

具体的な事例 1

「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明せずに工事をし、高額な請求をされた

アドバイス

- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があつても断ってください
- ・高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください

具体的な事例 2

大手新聞社に似た名称や、役場職員を名乗って寄附金集めに訪問してよいかと電話があったが、不審であった



アドバイス

- ・すべてが義援金詐欺とは限りませんが、個別に募金を求められた場合などは、注意が必要です。募金先が信頼できる団体かどうか、必ず確認するようにしましょう

▷相談窓口

トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、役場（☎43-1111）または中部消費生活相談室に相談してください。

【電話番号】☎22-3000

【受付時間】火曜日から土曜日までの午前9から午後5時30分まで（月曜日と祝日の翌日は午前8時20分から午後5時まで※電話相談のみ）

◆農業経営の相談

農業を営む方で、今回の震災により農作物や農業施設などに被害があり、今後の農業経営について相談したい方は、役場農林課または農業委員会までご相談ください。

【相談・問合先】役場農林課（☎43-3515）・農業委員会事務局（☎43-3507）

◆生活における困りごとや、どこに相談したらよいかわからない場合

震災後の生活において、各種困りごとの相談をしたいがどこに相談したらよいかわからない場合、次の場所で相談を受付しています。

相談後には関係機関や担当課におつなぎしますので、ぜひご利用ください。

▷三朝町災害復興本部（担当課・・・役場危機管理課）

【問合先】☎43-3513または☎43-1111

▷鳥取県中部地震総合支援相談窓口

【場 所】中部総合事務所本館1階地域振興局

【問合先】☎23-3983

◆ストレス反応と対策

いまだ、余震とみられる揺れが続いています。

このような状況では、ストレス反応による影響がみられることがあります、こうした「こころの変化」は決して特別な反応ではなく、ひどいショックを受けたときは誰にでも起こりうる正常な反応で、ほとんどの変化は時間とともに回復していきます。

ストレス反応	▷頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどが取れない▷寝つきが悪くなったり、途中で目がさめたりする▷食欲がおちる▷疲れやすく、からだがだるい▷不快な夢を見る▷以前に比べて、イライラしたり、怒りっぽくなる など
ストレス対策	▷食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにしましょう▷イライラが強まったときは、深呼吸をしてリラックスするようにしましょう▷人と人のつながりを大事にし、家族や近所同士で、声をかけ合いましょう

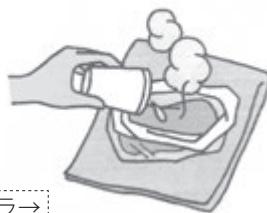
—ホットタオルの作り方—

あつかいタオルを首に巻くと、心身の緊張がほぐれ、ストレス対策に効果的です

【準備品】

- ①タオル2枚
- ②ビニール袋1枚
- ③カップ
- ④熱湯約100ミリ升ほど

1 ビニール袋にタオルを一枚入れ
熱湯をかける。



2 乾いたタオルに包んで
軽く押さえる。



作り方はコチラ→

◆余震に備えて

今後も余震が続く可能性がありますので、次のことに注意しましょう。

情報収集と避難

- ・ラジオ、テレビ、防災行政無線から情報収集をしましょう
- ・避難場所と経路を確認しておきましょう



避難するとき

- ・倒壊の可能性がある建物や崖には絶対に近づかない
- ・ガスの元栓をしめ、交通事故に注意しましょう



感染症に注意

- ・インフルエンザなどの感染症を防ぐため、うがいや手洗い、マスク着用を徹底しましょう



◆情報提供

イベント情報や地震に関する支援など、町からのお知らせは、今後も引き続いて「防災行政無線」、「町公式ホームページ」、「ケーブルテレビのテロップ放送」でお伝えしていきます。

防災行政無線放送を聞き逃した場合でも、受信機で録音設定をしておくことで、放送内容を再び聞くことができます。詳しくは受信機の取扱説明書をご確認ください。

【放送時間など】

防災行政無線	(定時放送) 6:30 ~、12:30 ~、19:30 ~ (緊急放送) 隨時
町公式ホームページ	隨時更新中
ケーブルテレビ	1日4回 (6:55 ~、12:55 ~、18:55 ~、20:55 ~)



町公式HP
QRコード